

令和 6 年 10 月 31 日

○規則

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 医療費助成の制限に係る所得額の引上げ（第9条関係）

児童扶養手当法施行令が一部改正され、児童扶養手当の支給に係る所得制限限度額が引き上げられることに伴い、本市のひとり親家庭等医療費の助成に係る所得制限限度額について、これに応じた措置を講ずることとする。

2 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第9条関係）

児童扶養手当法施行令の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

令和5年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成29年小田原市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第2条の4第2項の表の第1欄の」を「第2条の4第2項第1号イ又はロに掲げる」に、「同表の第2欄」を「同号イ又はロ」に、「同条第7項の規定による」を「同条第6項に規定する」に改め、同条第2項中「第2条の4第8項の規定による」を「第2条の4第7項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条の規定は、令和5年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和4年分以前の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。